

外国人技能実習生および特定技能外国人雇用の仲介に関する同意書

マルハニチロ株式会社 行

遼寧中志对外勞務合作有限公司は、別紙「マルハニチログループ外国人技能実習生および特定技能外国人の雇用に関するガイドライン」のうち、下記に記載の「5. 仲介手数料とその他関連費用の制限」の内容を理解した上で、マルハニチログループ各社に対して、①外国人技能実習生の雇用の仲介 ②特定技能外国人の雇用の仲介 を行うこと、また、本記載内容に関するマルハニチログループ各社およびあさひねっと協同組合からの協力の要請に応じること に同意します。

記

以下「マルハニチログループ外国人技能実習生および特定技能外国人の雇用に関するガイドライン」からの抜粋

5. 仲介手数料とその他関連費用の制限

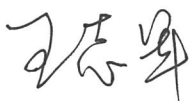
送り出し国・受け入れ国両国の法令に則った形での雇用を行うこと。

- ・渡航前に母国でかかった費用（紹介料や仲介料、謝礼などを含む）を明細および書面にて把握し、送り出し国側の法令に違反していないことを外国人労働者へのヒアリングなどを通して確認※すること。
- ・採用面接の際は、選定要件以外に、送り出し機関にいたる経路の確認などを事前に監理団体と確認の上臨むこと。
- ・技能実習生については、募集や斡旋にかかる費用、入国時の渡航費用など、雇用主が支払うべき費用を実習生が立替払いをする場合については、入国前にはないしは入国後速やかに直接実習生に支払うこと。なお、雇用主により直接実習生に支払うことが難しい場合には、仲介業者経由で実習生に支払いが行われていることを確認すること。

※ただし、母国法令の範囲であっても、技能実習、特定技能制度において労働者が支払う募集や斡旋にかかる費用、渡航費用などは、雇い主が採用に関連する全ての費用を負担するという国際的な原則との乖離がある場合があることを認識すること

以上

遼寧中志对外勞務合作有限公司



王 志軍

総経理

2023年10月1日

外国人技能実習生および特定技能外国人雇用の仲介に関する同意書

株式会社ヤヨイサンフーズ 行

遼寧中志对外劳务合作有限公司は、別紙「マルハニチログループ外国人技能実習生および特定技能外国人の雇用に関するガイドライン」のうち、下記に記載の「5. 仲介手数料とその他関連費用の制限」の内容を理解した上で、マルハニチログループ各社に対して、①外国人技能実習生の雇用の仲介 ②特定技能外国人の雇用の仲介 を行うこと、また、本記載内容に関するマルハニチログループ各社およびあさひねっと協同組合からの協力の要請に応じること に同意します。

記

以下「マルハニチログループ外国人技能実習生および特定技能外国人の雇用に関するガイドライン」からの抜粋

5. 仲介手数料とその他関連費用の制限

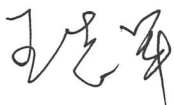
送り出し国・受け入れ国両国の法令に則った形での雇用を行うこと。

- ・渡航前に母国でかかった費用（紹介料や仲介料、謝礼などを含む）を明細および書面にて把握し、送り出し国側の法令に違反していないことを外国人労働者へのヒアリングなどを通して確認※すること。
- ・採用面接の際は、選定要件以外に、送り出し機関にいたる経路の確認などを事前に監理団体と確認の上臨むこと。
- ・技能実習生については、募集や斡旋にかかる費用、入国時の渡航費用など、雇用主が支払うべき費用を実習生が立替払いをする場合については、入国前でないしは入国後速やかに直接実習生に支払うこと。なお、雇用主により直接実習生に支払うことが難しい場合には、仲介業者経由で実習生に支払いが行われていることを確認すること。

※ただし、母国法令の範囲であっても、技能実習、特定技能制度において労働者が支払う募集や斡旋にかかる費用、渡航費用などは、雇い主が採用に関連する全ての費用を負担するという国際的な原則との乖離がある場合があることを認識すること

以上

遼寧中志对外劳务合作有限公司



王 志軍

総経理

2023年10月1日

外国人技能実習生および特定技能外国人雇用の仲介に関する同意書

株式会社マルハニチロ山形 行

遼寧中志对外劳务合作有限公司は、別紙「マルハニチログループ外国人技能実習生および特定技能外国人の雇用に関するガイドライン」のうち、下記に記載の「5. 仲介手数料とその他関連費用の制限」の内容を理解した上で、マルハニチログループ各社に対して、①外国人技能実習生の雇用の仲介 ②特定技能外国人の雇用の仲介 を行うこと、また、本記載内容に関してのマルハニチログループ各社およびあさひねっと協同組合からの協力の要請に応じること に同意します。

記

以下「マルハニチログループ外国人技能実習生および特定技能外国人の雇用に関するガイドライン」からの抜粋

5. 仲介手数料とその他関連費用の制限

送り出し国・受け入れ国両国の法令に則った形での雇用を行うこと。

・渡航前に母国でかかった費用（紹介料や仲介料、謝礼などを含む）を明細および書面にて把握し、送り出し国側の法令に違反していないことを外国人労働者へのヒアリングなどを通して確認※すること。

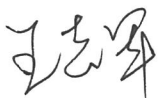
・採用面接の際は、選定要件以外に、送り出し機関にいたる経路の確認などを事前に監理団体と確認の上臨むこと。

・技能実習生については、募集や斡旋にかかる費用、入国時の渡航費用など、雇用主が支払うべき費用を実習生が立替払いをする場合については、入国前にはないしは入国後速やかに直接実習生に支払うこと。なお、雇用主により直接実習生に支払うことが難しい場合には、仲介業者経由で実習生に支払いが行われていることを確認すること。

※ただし、母国法令の範囲であっても、技能実習、特定技能制度において労働者が支払う募集や斡旋にかかる費用、渡航費用などは、雇い主が採用に関連する全ての費用を負担するという国際的な原則との乖離がある場合があることを認識すること

以上

遼寧中志对外劳务合作有限公司



王 志軍

総経理

2023年10月1日